おくやみハンドブック

（死亡届に伴う手続きのご案内）

ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、ご葬儀等に関する不安もある中相続をはじめ、年金や保険など様々な申請や届出いただく手続きが生じてくるかと存じます。

蒲郡市では、それらの手続きなども少しでもわかりやすく進めていただけるように、【おくやみハンドブック】を作成いたしました。皆様の一助になれば幸いです。

蒲　郡　市

～目次～

【市役所での主な手続き】

1 お持ちいただくもの　1 ページ
2 手続きチェックリスト【蒲郡市役所編】　2 ページ
3 市役所での主な手続き詳細・問い合わせ先　3～14 ページ
4 証明書交付請求書（市民課用）　15 ページ
5 委任状（上記4請求用に限る）　16 ページ
6 市役所案内図　17～18　ページ

【市役所以外での主な手続き】

7 手続きチェックリスト【市役所以外編】　19～20 ページ
8 年金手続用委任状　21～22 ページ

ご利用にあたっての注意事項

1　相続手続きは人によって異なるため、この冊子にご案内している事以外でも手続きが必要になる場合があります。

2　手続き内容や問い合せ先は、法律や制度が改正すること等に伴い変更になる可能性があります。
最新情報を記載するように努めてまいりますが、旧情報のままであることにお気付きになられた場合は、下記まで連絡願います。

・市役所での主な手続き内容について→各担当課へ

・市役所以外での主な手続き内容について→市民課（0533-66-1109）

1　お持ちいただくもの

下記は市役所で行う手続きに必要な一般的な持ち物を記載しています。
該当しない場合や必要ない場合もございますのでご了承ください。

【注意事項】
手続き内容によっては、委任状やあらかじめご用意いただきたい書類等が
必要な場合もございます。
各手続きに必要な持ち物の詳細は、3ページ以降をご確認ください。

●ご遺族の方のもの

☐ 本人確認書類（写真付のもの：運転免許証、マイナンバーカードなどから1点。
　写真付のものがない場合：健康被保険者証、介護保険者証、年金手帳などから2点）
☐ 認印（死亡届出人・相続人代表者及び喪主）
☐ 預貯金通帳（相続人代表者及び喪主、未支給年金請求者）
☐ 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの　例　会葬礼状、火葬許可証
☐ 新たな引落口座の預貯金通帳と銀行印
☐ マイナンバーカードまたは通知カード
☐ 市民カード（印鑑登録証）

★相続人代表者が法定相続人ではなく遺言書によって相続人になられた場合は、
　そのことが確認できる遺言書をお持ちください。

●亡くなられた方のもの

☐ 国民年金証書、年金手帳など基礎年金番号のわかるもの
☐ 国民健康保険被保険者証または後期高齢者被保険者証
☐ 介護保険被保険者証
☐ 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳
☐ 子ども医療受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証など各種受給者証
☐ その他、蒲郡市または東三河広域連合から交付された証書類など

2　手続きチェックリスト【蒲郡市役所編】

蒲郡市民の方が死亡届を提出された際、市民課より市役所で行う主な手続き内容について
のご案内用紙をお渡しします。（巻末に見本があります。）
まずはこのご案内用紙の内容に沿って手続きを進めてください。

以下は一般的に市役所で行う主な手続き内容についてのチェックリストです。
手続きを進める参考にしてください。

チェック欄		手続き内容	頁	担当課
必要	済			
■	□	死亡届・火葬許可の申請、市民カード返納など	3	市民課
□	□	国民健康保険	3	保険年金課
□	□	後期高齢者医療	4	保険年金課
□	□	国民年金	5	保険年金課
□	□	介護保険、長寿	6	長寿課
□	□	障がい福祉	7～8	福祉課 保険年金課
□	□	子ども、学校	9～11	子育て支援課 教育政策課 保険年金課
□	□	税金、固定資産、原付、市営住宅	12	税務課 建築住宅課
□	□	農地・森林、上下水道	13	農林水産課 水道課 下水道課
□	□	区画整理、犬、ごみ	14	区画整理課 環境清掃課

3　市役所での主な手続き

住民記録　　本館１階　市民課　☎0533-66-1110

チェック	主な手続き	手続き内容等	必要なもの
□	死亡届 火葬許可申請	亡くなられた方の住所地、本籍地、死亡地、または届出人の住所地にてご提出願います。※既に火葬がお済の方は届出が済んでいるとお考え下さい。	・死亡診断書 ・印鑑 ・火葬料
□	世帯主の変更	３人以上の世帯で、世帯主が亡くなられた場合は死亡届受付の際、世帯主変更の手続きを行います。	来庁者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

チェック	手続き対象者		手続き内容等	必要なもの
□	お持ちの方	市民カード（印鑑登録証）	亡くなられた時点でカードは失効します。市役所へお越しの際に返納してください。	市民カード（印鑑登録証）
		住民基本台帳カード		住民基本台帳カード
□		マイナンバーカード	金融機関、保険などの各種手続きに、亡くなられた方のマイナンバーカード又は通知カードが必要な場合があります。返納は不要です。	
		通知カード		

国民健康保険　新館１階　保険年金課　☎0533-66-1103

チェック	手続き対象者	手続き内容等	必要なもの
□ ★	国民健康保険に加入されている方または国民健康保険に加入している世帯の世帯主の方	・資格喪失手続き （保険証等の返還） ・葬祭費支給申請	・国民健康保険被保険者証等（世帯主が亡くなった場合は加入者全員分） ・喪主の方の振込先のわかるもの（喪主の方以外に振込の場合はお問合せください。） ・来庁者の本人確認書類（運転免許証など顔写真付きのもの）

★印は、必要なものを揃えていただければ市民課（総合窓口）でお手続きすることが可能です。

後期高齢者医療　新館１階　保険年金課　☎0533-66-1102			
ﾁｪｯｸ	手続き対象者	手続き内容等	必要なもの
□ ★	後期高齢者医療保険に加入されている方	・保険証、各種認定証、福祉医療費受給者証の返還・資格喪失手続き ・葬祭費支給申請	・後期高齢者医療被保険者証、各種認定証、福祉医療費受給者証 ・故人及び喪主氏名、葬祭日が確認できるもの（会葬礼状、蒲郡市発行の埋火葬許可証、葬儀の領収書等） ・喪主の振込口座のわかるもの（喪主の方以外に振込の場合はお問合せください。）
□ ★		・保険料還付申請 ・送付先変更届 ・高額療養費の振込口座変更	・相続人の振込口座のわかるもの ・申請者（相続人）の本人確認書類 （相続人の方以外の申請の場合はお問合せください。）
□		・保険料の口座振替登録変更	・相続人の振替口座がわかるもの ・印鑑（銀行印）
□		・高額療養費の振込口座変更 ・高額介護合算療養費の振込口座変更 ・高額療養費（外来年間合算）の振込口座変更	・相続人の振込口座のわかるもの

★印は必要なものを揃えていただければ市民課（総合窓口）でお手続きすることが可能です。

国民年金　新館１階　保険年金課　☎0533-66-1101

亡くなられた方が国民年金以外に厚生年金等を受給してみえた、あるいは厚生年金等に加入していた期間がある場合は、市役所でお手続きいただけません。年金事務所へご連絡ください。

【要予約】日本年金機構　豊橋年金事務所（0532-33-4111）自動音声①➡②

※亡くなられた方の基礎年金番号をお伝えください。

20ページ「市役所以外の手続き」参照

ﾁｪｯｸ	手続き対象者	手続き内容等	必要なもの
□	国民年金**のみ**を受給している方（厚生年金を受給していない方） ※上記の方でも、年金事務所でのお手続きが必要な場合があります。	・死亡届 ・未支給年金請求 ・遺族基礎年金請求 ※手続きは亡くなられた方の年金記録によって異なります。右記は一般的に必要なものとなりますので詳細につきましては上記国民年金担当にご相談ください。	【亡くなった方のもの】 ・年金証書、年金手帳等基礎年金番号がわかるもの（不明の場合は住民票除票） ・死亡診断書の写し 【来庁する方のもの】 ・身分証明書 ・請求者以外の場合は委任状 【請求する方のもの】 ・請求する方の預金通帳 ・マイナンバーカード
□	国民年金に加入している方 ※上記の方でも、年金事務所でのお手続きが必要な場合があります。	・死亡届 ・死亡一時金請求 ・遺族基礎年金請求 ・寡婦年金請求 ※手続きは亡くなられた方の年金記録によって異なります。右記は一般的に必要なものとなり、他の書類が必要なことがございます。詳細につきましては上記国民年金担当にご相談ください。	【亡くなった方のもの】 ・年金手帳等基礎年金番号がわかるもの（不明の場合は住民票除票） 【来庁する方のもの】 ・本人確認書類 ・請求者以外の場合は委任状 【請求する方のもの】 ・請求する方の預金通帳 ・マイナンバーカード

国民年金以外の年金手続きについては20ページの市役所以外の手続き一覧をご覧ください。

介護保険　　本館1階　長寿課☎0533-66-1176			
チェック	手続き対象者	手続き内容等	必要なもの
□ ★	６５歳以上の方または介護認定を受けている方	介護保険証等の返納	・介護保険被保険者証（黄色） ・介護保険負担割合証（ピンク・該当の方） ・介護保険負担限度額認定証（紫・該当の方）
□	介護認定申請中の方	介護認定取下げ申請書の提出	取下げ申請書の提出が必要か確認します。申請中か不明な場合も含めて連絡をお願いします。
□	６５歳以上の方	介護保険料の清算（後日郵送で案内します） ※亡くなられた方の住所地以外に送付希望の場合は送付先変更届を長寿課にご提出ください。	送付先変更申請する場合は申請する方の本人確認書類
□	高額介護サービス費の支給を受けられている方（手続きが必要な方のみ東三河広域連合より通知されます。）	誓約書の提出	・相続人代表者となるかたの振込口座がわかるもの
長寿　　本館1階　長寿課☎0533-66-1105			
□	緊急通報装置の貸与がある方	緊急通報装置の撤去・返還	連絡をお願いします。
□	ガス漏れ警報器の貸与がある方	ガス漏れ警報器の撤去・返還	

★は必要なものを揃えていただければ、市民課（総合窓口）でお手続きすることが可能です。

障がい福祉　　本館１階　福祉課　☎0533-66-1106

ﾁｪｯｸ	手続き対象者	手続き内容等	必要なもの
□	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 をお持ちの方	各種手帳返還届	亡くなられた方のお手帳
□	自立支援医療受給者証（精神通院） をお持ちの方	受給者証返還届	亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院）
□	蒲郡市障害者扶助料を受給されている方	消滅届 未支給分申請	相続される方（生計同一者に限る）の振込先の確認できるもの
□	愛知県在宅重度障害者手当を受給されている方	喪失届 未支給分申請	相続される方（生計同一者に限る）の振込先の確認できるもの
□	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給されている方	喪失届 未支給分申請	相続される方（生計同一者に限る）の振込先の確認できるもの
□	障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童通所支援等各種サービスの受給者証をお持ちの方	返還届	亡くなられた方の受給者証
□	福祉タクシー料金助成利用券をお持ちの方	返還（利用途中のチケットがある場合のみ）	亡くなられた方のタクシーチケット
□	NHK受信料の減免を受けている方	喪失届	契約者の印鑑（認印）

障がい福祉　　本館１階　福祉課　☎0533-66-1106

ﾁｪｯｸ	手続き対象者	手続き内容等	必要なもの
□	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 をお持ちの方	各種手帳返還届	亡くなられた方のお手帳
□	自立支援医療受給者証（精神通院） をお持ちの方	受給者証返還届	亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院）
□	蒲郡市障害者扶助料を受給されている方	消滅届 未支給分申請	相続される方（生計同一者に限る）の振込先の確認できるもの
□	愛知県在宅重度障害者手当を受給されている方	喪失届 未支給分申請	相続される方（生計同一者に限る）の振込先の確認できるもの
□	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給されている方	喪失届 未支給分申請	相続される方（生計同一者に限る）の振込先の確認できるもの
□	障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童通所支援等各種サービスの受給者証をお持ちの方	返還届	亡くなられた方の受給者証
□	福祉タクシー料金助成利用券をお持ちの方	返還（利用途中のチケットがある場合のみ）	亡くなられた方のタクシーチケット
□	NHK受信料の減免を受けている方	喪失届	契約者の印鑑（認印）

こども【児童の手当】　新館2階　子育て支援課　☎0533-66-1108

ﾁｪｯｸ	手続き対象者		手続き内容等	必要なもの
□	児童手当	支給対象児童	受給事由消滅 または 額改定（減額）	来庁者の本人確認書類
□		手当を受給している方	受給事由消滅 未支払請求 認定請求 (※原則、認定請求の翌月から支給されます。)	事前にお問い合わせください。
□	児童扶養手当	支給対象児童 （支給停止含む）	資格喪失 または 額改定（減額）	来庁者の本人確認書類 児童扶養手当証書 ※児童扶養手当証書は支給停止の場合はありません。
□		手当を受給している方（支給停止含む）	死亡届 未支払請求	事前にお問い合わせください。
□	愛知県遺児手当	支給対象児童 （支給停止含む）	資格喪失 または 額改定（減額）	来庁者の本人確認書類
□		愛知県遺児手当を受給している方（支給停止含む）	資格喪失兼未支払請求	事前にお問い合わせください。
□	蒲郡市遺児手当	支給対象児童 （支給停止含む）	資格喪失 または 変更届	来庁者の本人確認書類
□		手当を受給している方（支給停止含む）	資格喪失兼未支払請求	事前にお問い合わせください。

こども【児童の手当】　新館2階　子育て支援課　☎0533-66-1108				
ﾁｪｯｸ	手続き対象者		手続き内容等	必要なもの
□	特別児童扶養手当	支給対象児童 （支給停止含む）	資格喪失 または 額改定（減額）	来庁者の本人確認書類 特別児童扶養手当証書 ※特別児童扶養手当証書は支給停止の場合はありません。
□		手当を受給している方（支給停止含む）	資格喪失兼未支払請求 認定請求 (※原則、認定請求の翌月から支給されます。)	事前にお問い合わせください。

こども【児童の手当】　新館2階　子育て支援課　☎0533-66-1108			
□	１８歳に達した日の属する年度末日（一定の障害がある場合は２０歳未満）までの児童を監護・養育している方	児童扶養手当等新規申請案内 (※父または母が死亡した児童を養育する方が、児童扶養手当等を請求できる場合があります。原則、認定請求の翌月から支給されます。)	事前にお問い合わせください。

こども【保育園・幼稚園】　新館2階　子育て支援課　☎0533-66-1107			
□	保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している児童の保護者の方	保護者変更等	事前にお問い合わせください。

こども【学校関係】　新館６階　教育政策課　☎0533-66-1166			
□	就学援助申請者の方	変更申請	事前にお問い合わせください。
□	児童クラブ入所者の保護者の方	内容変更届等	事前にお問い合わせください。

福祉医療　　新館１階　保険年金課　☎0533-66-1102			
ﾁｪｯｸ	手続き対象者	手続き内容等	必要なもの
□	子ども医療費助成を受給している方	受給資格喪失届	亡くなられた方の ・子ども医療費受給者証
□	子ども医療費助成を受給している保護者の方	受給者の変更	・子ども医療費受給者証 ・お子さんの新しい被保険者証
□	母子家庭等医療費助成を受給している方	受給資格喪失届	・母子家庭等医療費受給者証
□	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を現に扶養している方	母子家庭等医療費助成新規申請案内 （母子家庭等に対する医療費助成の申請ができる場合があります。）	事前にお問い合わせください。

固定資産　本館1階　税務課　☎0533-66-1113（土地）、1114（家屋）			
ﾁｪｯｸ	手続き対象者	手続き内容等	必要なもの
□	固定資産をお持ちの方	相続人代表者指定	事前にお問い合わせください。
□	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	遺産分割協議書等
125以下の原付バイク等　本館1階　税務課　☎0533-66-1115			
□	原動機付自転車・小型特殊自動車をお持ちの方	名義変更または廃車	事前にお問い合わせください。
市・県民税　　本館1階　税務課　☎0533-66-1116			
□	市・県民税が課税されている方	相続人代表者指定	・来庁者の本人確認書類 ・蒲郡市発行の埋火葬許可証等※固定資産税と代表者が同じであれば不要

市営住宅　本館3階　建築住宅課　☎0533-66-1132			
ﾁｪｯｸ	手続き対象者	手続き内容等	必要なもの
□	引き続き市営住宅に入居される同居親族	市営住宅入居承継承認手続き ※承継については条件あり	お問い合わせください。
□	市営住宅を退去される方	退去手続き（退去検査）	お問い合わせください。
□	入居の同居親族が亡くなった方	同居人異動手続き	住民票の写し
住宅　本館3階　建築住宅課　☎0533-66-1132			
□	住宅が空家になり困っている方	空家相談・不動産相談	お問い合わせください。

農林水産課　新館2階　☎0533-66-1126			
ﾁｪｯｸ	手続き対象者	手続き内容等	必要なもの
□	森林の土地を所有している方（森林の土地を相続する方）	所有者変更に伴う届出	お問い合わせください。
蒲郡市農業委員会（農林水産課内）新館2階　☎0533-66-1127			
□	農地を所有している方（農地を相続する方）	所有者変更に伴う届出	お問い合わせください。
蒲郡市土地改良区（農林水産課内）新館2階　☎0533-66-1128			
□	土地改良区の組合員の方 (豊川用水の受益者の方)	組合員資格得喪通知書	組合員資格を引き継ぐ方の印鑑（認印）
水道課　　本館2階　☎0533-66-1129			
□	水道を契約している方	閉栓または使用者変更	なし
□	給水装置の所有者の方	所有権移転	・所有権移転届 ・所有権移転承諾書（相続用）
□	水道料金を口座振替でお支払いの方	登録口座の変更	・口座振替依頼書 ・登録する口座の通帳、届出印
下水道課　本館2階　☎0533-66-1139			
□	井戸を使用している方	閉栓または使用人数変更	・使用開始等届
□	下水道事業受益者負担金納付中または猶予中の方	受益者の変更	※必ず下水道課にて状況をご確認ください。 ・受益者変更届 ・徴収猶予申請書※猶予中のみ
□	下水道事業受益者負担金納付中の方で、口座振替をご利用の方	登録口座の変更	・口座振替依頼書 ・登録する口座の通帳、届出印

区画整理課　本館3階　☎0533-66-1175			
□	保留地を所有している方	住所等の変更	お問い合わせください。
環境清掃課（クリーンセンター）　☎0533-57-4100			
□	犬を所有している方	所有者の変更	市内から市内への変更であればネット上で申請できます。その他の場合はお問い合わせください。
□	亡くなられた方のごみの処理を希望される方	ごみ処理の申込	【同居されている場合】 持込される方の本人確認書類（運転免許証等） 【同居ではない場合】 クリーンセンター窓口にて手続きが必要です。 持込される方の本人確認書類、亡くなられた方の公共料金の領収書等（ごみが発生した住所の確認できる書類） ※直接搬入することが難しい場合、有料にはなりますが、蒲郡市一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することができます。 詳細は環境清掃課にお問合せください。

証明書交付請求書

蒲郡市長

令和　　年　　月　　日

窓口に来た方	フリガナ	必要な方との続き柄
住所（Address） 蒲郡市	氏名 （Name）	本人・配偶者・父母・子 その他（　　）
	電話番号（Phone number）	
	生年月日(Date of birth)　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日	

本人確認
免・旅・住B・障・在・特 個・健保・介保・（　　） 会員証・補助者証 聞取（　　）

どなたの何の証明が必要ですか

※別世帯の方の住民票、本人・配偶者・直系親族以外の方の戸籍証明・身分証明、本人又は同一世帯の同一世帯の親族（市内在住のみ）以外の方の税証明を請求される場合は委任状が必要です。

① 住民票の写し（Juminhyo）

住所（□ 窓口に来た方と同じ世帯）
蒲郡市

氏名（□ 窓口に来た方と同じ）

生年月日　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

必要な事項に〇を付けてください
- 本籍
- 続柄
- 個人番号
- 住民票コード
- 在留期間等　（外国人）
- 通称名履歴　（外国人）

住民票（世帯全員）	通
住民票（世帯一部）	通
除票（死亡者・転出者等）	通
記載事項証明	件
広域交付住民票（全員・一部）	通
その他（　　）	通
合計　　通	円

② 戸籍証明・身分証明（Koseki）

本籍（□ 窓口に来た方の住所と同じ）
蒲郡市

氏名（□ 窓口に来た方と同じ）

生年月日　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

筆頭者名
□窓口に来た方と同じ
□必要な方と同じ

戸籍	全部事項（謄本）	通
	個人事項（抄本）	通
除籍 原戸籍	全部事項（謄本）	通
	個人事項（抄本）	通
附票	全部・一部　□本籍・筆頭者　□在外選挙登録地	通
廃棄証明（除籍・附票）		通
身分証明書		通
記載事項証明（出生・死亡・　　）		通
受理証明(出生・婚姻・　　)		通
独身証明書		通
その他（　　）		通
合計　　通		円

③ 税証明（Taxes）

住所（□ 窓口に来た方と同じ）
蒲郡市

氏名（□ 窓口に来た方と同じ）

生年月日　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

		年度	
納税証明	・市県民税 ・固定資産税 ・国民健康保険税		枚
所得証明			枚
住民税決定証明(所得・課税)			枚
資産証明 ・評価 ・公課 ・所有	・土地 ・家屋 ・全筆全棟		枚

資産証明を必要とする物件の所在地

町名	字名	地番	土地	家屋番号

合計　　枚　　円

④ 印鑑証明(Inkan-shomei)

印鑑登録証を添えて提出してください

登録番号 ①	第　　号 □ 住基・個人番号カード （住基・個人番号ｶｰﾄﾞを印鑑登録証として利用している方は□にチェックしてください）	枚

住所（□ 窓口に来た方と同じ）
蒲郡市

氏名（□ 窓口に来た方と同じ）

生年月日　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

登録番号 ②	第　　号	枚

住所（□窓口に来た方と同じ）
蒲郡市

氏名（□ 窓口に来た方と同じ）

生年月日　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

合計　　枚　　円

請求理由等	
	□相続（出生～死亡・死亡記載のみ）□Immigration・Visa □公営住宅 □年金 □融資 ※請求者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名、事務所の所在地を記し、代表者印等を押印のうえ、請求理由（証明書の利用目的）を明記してください。　□疎明資料

【注意事項】
※偽り、その他不正な手段によって交付を受けた場合は、罰せられます。
※本人特定事項の確認ができない場合や代理権限の確認ができない場合、また、
　基本的人権又はプライバシーの侵害につながるおそれのある場合は、交付できません。

受付	作成	確認	交付	合計	
				件	円

住全 ×	広全 ×	戸全 ×	戸証 ×	所得 ×
住一 ×	広一 ×	戸個 ×	印鑑 ×	納税 ×
住証 ×	附票 ×	除全 ×	受理 ×	資産 ×
	身分 ×	除個 ×	諸住 ×	

死亡に関する手続き用

委　任　状　☆必ず委任者本人が記入してください

蒲郡市長

（記入日）令和　　年　　月　　日

委任者（委任した方 ＝ 証明の必要な方）

住　　所 ……

氏　　名 ……　印

生年月日　明・大・昭・平・令……年……月……日

電話番号（携帯等）……－……－……

私は、右記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人（委任された方 ＝ 窓口に来られる方）

住　　所 ……

氏　　名 ……

請求理由 ⇒ ……

住民票　・　除票　の写しの請求・受領　　通

誰のものか　＝　本人のみ　・　世帯全員分　・　その他の構成員　⇒　氏名　　生年月日　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日）

記載内容　＝　日本人の方　本籍　・　続柄

外国人の方　続柄　・　通称名履歴　・　外国人項目（国籍、在留期間など）

※　住民票コード／個人番号入りの住民票については、代理人には交付することができません。その場合本人宛てに郵送しますので、封筒と切手をご用意ください。
※　亡くなられた方の個人番号入り住民票除票は交付することができません。

戸籍証明書の請求・受領　　通

誰のものか　＝　**記入必須**　⇒　氏名　　生年月日　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

本籍　　筆頭者

□現在の戸籍（戸籍謄本・戸籍抄本）　□古い戸籍（原戸籍謄本・原戸籍抄本・除籍謄本・除籍抄本）

上記の区分が分かりにくい場合　□出生から死亡までの全ての戸籍　□死亡した事実がわかる戸籍　□婚姻から死亡までの全ての戸籍　□（　　）がわかる戸籍

□戸籍の附票（謄本・抄本）　□除籍の附票（謄本・抄本）　□（場所：　　）の住所から（場所：　　）の住所までがわかる附票

※死亡の記載の戸籍は、死亡届提出後およそ１週間ほど後にお取りいただけます。

※　委任するものに「○」を付けてください。委任されているものであっても記載のない項目については記載を省略して発行します。
※　委任されている場合であっても、請求書に必要事項を記載ができない場合は交付することができません。

1 階 配 置 図

出入口
本館
Ⓓ長寿課
①
②
Ⓒ福祉課
①
②
相談室
Ⓐ市民課
Ⓕ協働
まちづくり課
市民生活
部長室
地域包括
ケア推進室
健康福祉
部長室
④
③
Ⓑ税務課
②
①
コピー機
自動交付機
出入口
受付
証明写真機
Ⓖ交通防犯課
出入口
出入口
正面玄関
自動交付機
収納課
⑤
指定金融機関
(諸郡信用金庫)
現在地
新館
④
③
②
①
Ⓔ保険年金課
法務局証明
サービス
センター
会計室

2 階 配 置 図

本館
201会議室
202
会議室
交通安全
プログラム
推進室
道路建設課
土木港湾課
現在地
水道課
土木港湾課
上下水道
部長室
Ⓐ 水道課
下水道課
東港地区
開発推進
室
上下
水道部
会議室
建設
部長室
建設部
会議室
産業
振興部
応接室
農林水産課
家庭
児童
相談室
②
①
Ⓑ子育て支援課
シティ
セールス
推進室
観光
まちづくり
課
産業政策課
産業
環境
部長室
産業
環境部
会議室
新館

3 階 配 置 図

本館
303会議室
契約検査課
304会議室
305
会議室
現在地
Ⓐ 建築住宅課
区画整理課
302
会議室
新館
市民
相談室
都市計画課
都市
開発
部長室
都市
開発部
会議室

6 階 配 置 図

新館
教育長室
学校教育課
教育
部長室
第3委員会室
議会応接室
現在地
教育政策課
601会議室
第2委員会室

8　手続きチェックリスト【市役所以外編】

ﾁｪｯｸ	対象	主な手続き	問い合わせ先
□	生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社又は代理店
□	損害保険等	契約者名義変更等	加入していた損害保険会社又は代理店
□	預貯金口座等	口座解凍手続き等	各金融機関等
□	携帯電話	契約者名義変更、解約等	各契約会社
□	固定電話	契約者名義変更、解約等	各契約会社
□	NHK受信料	契約者名義変更、解約等	フリーダイヤル　0120-151515 （午前９時から午後５時　土日祝も受付）
□	電気・ガス料金等	契約者名義変更、解約等	各契約会社
□	運転免許証	返納手続き	蒲郡警察署 蒲郡市緑町3-12 0533-68-0110
□	クレジットカード	契約者名義変更、解約等	各契約会社
□	不動産登記関係	土地・家屋等移転登記申請	名古屋法務局豊川出張所 豊川市金屋西町３丁目３ 0533-86-2097
		登記に関する相談や申請の代理等	愛知県司法書士会 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号 052-683-6683
□	軽自動車をお持ちの方	名義変更または廃車	軽自動車検査協会　愛知主管事務所　豊橋支所 豊橋市神野新田町字京ノ割１８ 050-3816-1771
□	軽二輪(126～250cc)・小型二輪(250cc超)、普通車をお持ちの方	名義変更または廃車	中部運輸局愛知運輸支局　豊橋自動車検査登録事務所 豊橋市神野新田町字京ノ割２０番３ 050-5540-2049

ﾁｪｯｸ	対象	主な手続き	問い合わせ先
□	厚生年金を受給している方	・死亡届 ・未支給年金請求 ・遺族年金請求	【予約制】 日本年金機構豊橋年金事務所 豊橋市菰口町3-96 0532-33-4111　自動音声①➡② ※亡くなった方の基礎年金番号をお伝えください。 ※蒲郡出張相談日もあります
□	農業者年金を受給している方	死亡届/未支給年金請求	農業委員会事務局 0533-66-1127 JA蒲郡市総務組合員課 0533-68-9777
□	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。	
□	企業年金を受給している方	各企業年金基金へ直接お問い合わせください。	
□	国税関係	相続税申告 所得税・消費税確定申告	豊橋税務署 豊橋市大国町111番地 0532-52-6201
□	相続関係	遺言書（検認・開封等）、相続放棄の申し立て ※相続放棄は、相続を知った日から３か月以内に、住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。	名古屋家庭裁判所豊橋支部 豊橋市大国町110番地 0532-52-3212

委 任 状

日本年金機構　あて

※委任日は委任状を書いた日です。

委任日	令和　　年　　月　　日

※網掛け部分は記入が必要です。

【受任者（来所される方）】

フリガナ 氏　　名		委任者（ご本人）との関係	
住　　所	〒　　－　　電話（　　）　　－		

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者（ご本人）】

基礎年金番号	－　　基礎年金番号が不明である場合またはマイナンバーでのご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。		
フリガナ 氏　　名	（旧姓　　）	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　　年　　月　　日
		性別	男　・　女
住　　所	〒　　－　　電話（　　）　　－ 上記に記入した住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。		
委任する内容 （必ずご記入ください）	委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的にご記入ください。 1. 年金の加入期間について 2. 年金の見込額について 3. 年金の請求について 4. 各種再交付手続きについて（裏面の《来所時等の注意事項》をご確認ください） 5. 死亡に関する手続きについて（注） 6. 国民年金の加入手続きについて 7. 国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度等について 8. その他（委任する内容を具体的にご記入ください） （　　） ○ 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。 A. 受任者に交付を希望する　　B. 本人あて郵送を希望する （注）「 5. 」の場合、以下に亡くなられた方についてご記入ください。		

基礎年金番号		委任者（ご本人）との続柄	
氏　　名		生年月日	明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。
なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。

≪作成上の注意事項≫

【受任者（来所される方）】欄

○　「受任者（来所される方）」欄は、委任者（ご本人）が誰に何を委任するかを決め、その方の氏名、住所、電話番号、委任者（ご本人）との関係、委任内容および委任日（委任状の作成日）をご記入ください。

【委任者（ご本人）】欄

○　「委任者（ご本人）」欄については、委任者（ご本人）の年金証書または年金手帳の基礎年金番号、氏名（旧姓がある場合を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号をご記入ください。

○　なお、委任する内容について、１．～８．の項目から選んで〇印をつけてください。（８．を選んだ場合には、委任する内容を具体的にご記入ください。）

○　また、年金の「加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法をＡ、Ｂの項目から選んで〇印をつけてください。

※　亡くなられた方の個人情報の回答は、相談者が遺族年金等の受給権者または相続人に限られますのでご注意ください。

【基礎年金番号が不明である場合またはマイナンバーでのご相談の場合】

次の1～3のご相談を承っております。ご確認いただき、ご不明点は年金事務所等にお問い合わせください。

1「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書のご持参によるご相談

○　ご本人宛にお送りしている「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書をお持ちください。

○　基礎年金番号欄は空欄のままで結構です。

2マイナンバーでのご相談

○　マイナンバーを確認できる書類またはその写しを代理人へお渡しください。

○　基礎年金番号欄は空欄のままで結構です。（マイナンバーのご記入は不要です。）

○　マイナンバーの情報からご本人の基礎年金番号に結びつかない場合（住民票上の住所と居所が異なるなど）、直接、委任者（ご本人）への確認をさせていただくことがあります。

3「ねんきん定期便」や各種通知書がお手元にない場合およびマイナンバーでのご相談をされないとき

○　受任者（来所される方）は、委任者（ご本人）の運転免許証やパスポート等の本人確認ができるものの写しを添付してください。（詳しくは年金事務所等にお問い合わせください。）

○　受任者（来所される方）へ、委任者（ご本人）の住所変更履歴等をお聞きすることがあります。

≪来所時等の注意事項≫

○　個人情報を入手する目的で受任者を装って相談を行う者（なりすまし）の防止のため、受任者の本人確認を行います。

○　受任者（来所される方）が来所等される場合は、運転免許証やパスポートなど受任者（来所される方）ご自身の本人確認ができるもの（文書による相談の場合は写し）が必要となりますのでご用意ください。（詳しくはお問い合わせください。）

○　年金手帳等の再交付につきましては、取扱い上窓口での交付ができません。委任者（ご本人）の登録の住所あてに送付となりますのでご了承ください。

○　年金事務所、街角の年金相談センターでは、予約制にて年金相談・手続きを承っております。あらかじめ予約のうえ、ご来所いただくようお願いします。

み　ほ　ん

死亡届を出された方へ

【1】　次の表にある項目は、あなたに該当しますので手続します。

済	項　目	手　続　き	担当窓口（電話）
□	印鑑登録されていた方	印鑑登録証を返却してください（登録証）	市民課（66-1109）
□	国民健康保険証を持っていた方	保険証の返却及び葬祭費の手続申請をしてください（保険証、喪主の印鑑・通帳）	保険年金課国保担当（66-1103）
□	国民健康保険高齢受給者証を持っていた方	受給者証を返却してください（受給者証）	保険年金課国保担当（66-1103）
□	同一世帯で国民健康保険加入者の方	保険証を差し替えます（保険証）	保険年金課国保担当（66-1103）
□	介護保険証を持っていた方	保険証を返却してください（保険証）	長寿課（66-1176）

【3】　次の表にある項目は、あなたに該当する場合がありますので、必要な場合は各窓口へお越しください。

済	項　目	手　続　き	担当窓口（電話）
□	国民健康保険の認定証等を持っていた方	限度額適用、標準負担額減額の認定証、特定疾病療養受療証を返却してください	保険年金課国保担当（66-1103）
□	緊急通報装置・ガス漏れ警報器を貸与されていた方	担当窓口にお立ち寄りください	長寿課（66-1105）
□	水道の名義人になっていた方	使用者変更届（電話可） 所有権移転届（印鑑、移転承諾書）	水道課（66-1129）
□	①厚生年金等に加入した期間がある方 ②国民年金にのみ、加入していた方	①の方➡豊橋年金事務所へお問合せください ②の方➡保険年金課国民年金担当へお問合せください	①の方➡豊橋年金事務所（0532-33-4111） ②の方➡保険年金課　国民年金担当（66-1101）
□	犬を飼っていた方	犬の登録事項変更届（電話可）が必要です	環境清掃課（クリーンセンター）（57-4100）
□	市民証を持っていた方	市民証を返却してください（市民証）	市民課（66-1109）
□	土地改良区の組合員であった方	担当窓口にお立ち寄りください（相続人の印鑑）	農林水産課土地改良担当（66-1128）
□	市税（固定資産税、国民健康保険税、水道料等）の口座振替を利用されていた方	口座凍結により、引き落としができなくなります	各担当課へお尋ねください
□	同一世帯で国民健康保険の認定証等をお持ちの方	担当窓口にお立ち寄りください（限度額適用、標準負担額減額の認定証、特定疾病療養受療証）	保険年金課国保担当（66-1103）
□	相続税の申告について	１０ヶ月以内の申告が必要です	豊橋税務署（0532-52-6201）
□	所得税の申告について	４ヶ月以内の申告が必要です	豊橋税務署（0532-52-6201）

※カッコ内は、手続に必要なものです。
　ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。
※死亡の届出をした後で、戸籍証明書が必要な場合は、戸籍の処理のため、届出日から土日祝を除き３～４日ほど必要になりますので、その後、請求をしてください。
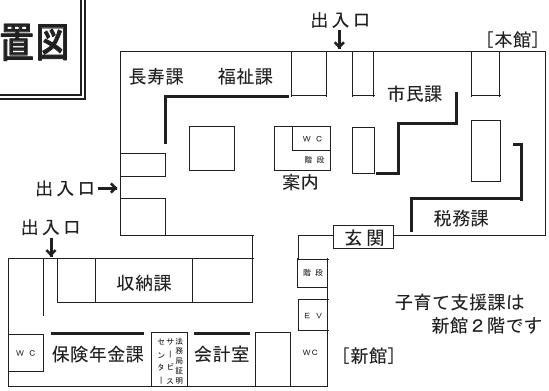
市役所　１階配置図